

平成 19 年 5 月 23 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 2 期定時株主総会（普通株式に係る種類株主総会を兼ねる）および平成 19 年 6 月 27 日開催予定の各種優先株式に係る種類株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しました。なお、株式分割および単元株制度導入に関する変更は、下記株式分割の効力発生を条件とします。

記

1. 変更の理由

当社の株式に対する投資機会を拡げるべく、株式分割および単元株制度導入により株式の投資単位を引き下げるため、所要の変更を行います。なお、平成 19 年 5 月 23 日に開催した取締役会において、平成 19 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会および種類株主総会における本定款変更の承認を条件として、平成 19 年 9 月 30 日を効力発生日として普通株式および優先株式の各 1 株を 1,000 株に分割することを決議しております。また、優先株式の一部について発行可能株式総数を削除いたします。

- (1) 株式分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加するものであります。また、第九種優先株式および第十種優先株式については、全株式が消却されたため、発行可能株式総数を削除するものであります（変更案第 6 条）。
- (2) 株式分割と同時に単元株制度を導入し、当社の単元株式数を 100 株とする規定および単元未満株式に係る株券の不発行に関する規定を新設するものであります（変更案第 8 条）。
- (3) 単元株制度導入に伴い、単元未満株式についての権利を定める規定を新設するものであります（変更案第 9 条）。
- (4) 単元株制度導入に伴い、単元未満株式の買増しについての規定を新設するものであります（変更案第 10 条）。
- (5) 単元株制度導入に伴い、端株に関する規定を削除するものであります（現行定款第 9 条削除、現行定款第 10 条④削除、現行定款第 11 条②削除、変更案第 50 条、第 51 条）。
- (6) 優先株式の株式分割の割合に合わせて、優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配ならびに取得請求権等に関する規定について所要の変更を行うものであります（変更案第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、別紙 1、別紙 2、別紙 3）。
- (7) 第九種優先株式および第十種優先株式の発行可能株式総数の削除に伴い、同優先株式の取得請求に関する規定を削除するものであります（現行定款別紙 2 および別紙 3 削除）。

- (8) 株式分割および単元株制度導入に関する変更は、平成 19 年 9 月 30 日を効力発生日とする株式の分割の効力発生日より効力を有することを定めるものであります（変更案附則第 1 条）。
- (9) 「当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式については併合または分割は行わない。」（変更案第 18 条第 1 項）旨の規定は、平成 19 年 5 月 23 日に開催した取締役会決議に基づく平成 19 年 9 月 30 日を効力発生日とする各種優先株式の分割について適用しないことを定めるものであります（変更案附則第 2 条）。
- (10) 条数の繰下げおよびその他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 19 年 5 月 23 日（水）
定時株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日（木）

ただし、株式分割および単元株制度導入に関する変更については定款変更案附則第 1 条のとおり

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>34,306,601株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>400,000株</u>、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000株</u>、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000株</u>を、それぞれ超えないものとする。</p> <p>普通株式 <u>33,000,000株</u></p> <p>第三種優先株式 <u>120,000株</u></p> <p>第1回第五種優先株式 <u>400,000株</u></p> <p>第2回第五種優先株式 <u>400,000株</u></p> <p>第3回第五種優先株式 <u>400,000株</u></p> <p>第4回第五種優先株式 <u>400,000株</u></p> <p>第1回第六種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第2回第六種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第3回第六種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第4回第六種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第1回第七種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第2回第七種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第3回第七種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第4回第七種優先株式 <u>200,000株</u></p> <p>第八種優先株式 <u>27,000株</u></p> <p>第九種優先株式 <u>79,700株</u></p> <p>第十種優先株式 <u>150,000株</u></p> <p>第十一種優先株式 <u>1株</u></p> <p>第十二種優先株式 <u>129,900株</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>34,076,901,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>400,000,000株</u>、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>を、それぞれ超えないものとする。</p> <p>普通株式 <u>33,000,000,000株</u></p> <p>第三種優先株式 <u>120,000,000株</u></p> <p>第1回第五種優先株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>第2回第五種優先株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>第3回第五種優先株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>第4回第五種優先株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>第1回第六種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第2回第六種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第3回第六種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第4回第六種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第1回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第2回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第3回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第4回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第八種優先株式 <u>27,000,000株</u></p> <p>第十一種優先株式 <u>1,000株</u></p> <p>第十二種優先株式 <u>129,900,000株</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株とする。</p> <p>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日) 第8条 (略)</p> <p>②前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者または端株主とすることができる。</p> <p>(端株の買増し) 第9条 端株主は、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p>②前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき株式を有しないときは当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人等) 第10条 当社は、株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人ならびにその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④当社の端株原簿の作成ならびに備え置き、端株の買取り・買増し、その他の端株原簿に関する事務は、これを端株原簿名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 (略)</p> <p>②当社の発行している端株についての端株原簿への記載または記録、端株の買取り・買増し、その他端株に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>单元未満株式の買増し</u>) 第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(基準日) 第11条 (現行どおり)</p> <p>②前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人等) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり) (削 除)</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 (現行どおり) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）、普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年<u>250,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年<u>250,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年<u>125,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年<u>125,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき年<u>15,900円</u></p> <p>第九種優先株式 1株につき年<u>18,600円</u></p> <p>第十種優先株式 1株につき年<u>19,400円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき年<u>5,300円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき年<u>11,500円</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第13条 当社は、第49条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき<u>125,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき<u>125,000円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年<u>60円</u></p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年<u>250円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年<u>125円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年<u>125円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき年<u>15円90銭</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき年<u>5円30銭</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき年<u>11円50銭</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第15条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき<u>30円</u></p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき<u>125円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき<u>62,500円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき<u>62,500円</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>7,950円</u></p> <p>第九種優先株式 1株につき<u>9,300円</u></p> <p>第十種優先株式 1株につき<u>9,700円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>2,650円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>5,750円</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき<u>2,500,000円</u></p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき<u>2,500,000円</u></p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき<u>2,500,000円</u></p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき<u>2,500,000円</u></p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>3,000,000円</u></p> <p>第九種優先株式 1株につき<u>2,000,000円</u></p> <p>第十種優先株式 1株につき<u>2,000,000円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>1,000,000円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>1,000,000円</u></p> <p>② (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</p> <p>第16条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき<u>62円50銭</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき<u>62円50銭</u>を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>7円95銭</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>2円65銭</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>5円75銭</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき<u>2,500円</u></p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき<u>2,500円</u></p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき<u>2,500円</u></p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき<u>2,500円</u></p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>3,000円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>1,000円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>1,000円</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</p> <p>第18条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取得条項) 第17条 当社は、第三種優先株式、第1回ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② (略)</p> <p>(取得請求権) 第18条 (略)</p> <p>②第八種から第十二種までの優先株主は、別紙1ないし5に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに当該別紙1ないし5に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(一斉取得) 第19条 (略)</p> <p>②当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第八種から第十二種までの優先株式を、当該各優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに各優先株式1株の払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円</u>の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が次に定める額を下回るときは、それぞれ当該優先株式1株の払込金額相当額を当該次に定める額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>	<p>(取得条項) 第19条 当社は、第1回ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>②当社は、第三種優先株式発行後、平成22年2月18日以降は、第三種優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該第三種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取得請求権) 第20条 (現行どおり)</p> <p>②第八種、第十一種および第十二種の優先株主は、別紙1ないし3に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに当該別紙1ないし3に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(一斉取得) 第21条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第八種、第十一種および第十二種の優先株式を、当該各優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに各優先株式1株の払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。この場合、当該平均値が次に定める額を下回るときは、それぞれ当該優先株式1株の払込金額相当額を当該次に定める額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第八種優先株式 1株につき<u>1,209,700円</u></p> <p>第九種優先株式 1株につき<u>910,500円</u></p> <p>第十種優先株式 1株につき<u>910,500円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>802,600円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>795,200円</u></p> <p>③第八種から第十二種までの優先株式については、前項の払込金額相当額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>3,000,000円</u></p> <p>第九種優先株式 1株につき<u>2,000,000円</u></p> <p>第十種優先株式 1株につき<u>2,000,000円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>1,000,000円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>1,000,000円</u></p> <p>④ (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第21条 第50条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第22条～第27条 (略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第28条 第23条、第24条、第26条および第27条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>②第25条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第25条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第29条～第35条 (略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第36条～第42条 (略)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (略)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第46条～第47条 (略)</p>	<p>第八種優先株式 1株につき<u>1,209円70銭</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>802円60銭</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>795円20銭</u></p> <p>③第八種、第十一種および第十二種の優先株式については、前項の払込金額相当額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>第八種優先株式 1株につき<u>3,000円</u></p> <p>第十一種優先株式 1株につき<u>1,000円</u></p> <p>第十二種優先株式 1株につき<u>1,000円</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第23条 第52条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第30条 第25条、第26条、第28条および第29条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>②第27条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第27条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第38条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第48条～第49条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金) 第48条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において期末配当金という。）を行う。</p> <p>(中間配当金) 第49条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において中間配当金という。）を行うことができる。</p> <p>第50条 (略) 以上</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(期末配当金) 第50条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において期末配当金という。）を行う。</p> <p>(中間配当金) 第51条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において中間配当金という。）を行うことができる。</p> <p>第52条 (現行どおり) 以上</p> <p><u>附 則</u> 第1条 <u>第6条、第8条ないし第16条、第19条、第21条、第50条および第51条の変更（但し、第九種および第十種優先株式に関する定款規定の削除を除く。）は、平成19年5月23日に開催した当会社取締役会決議に基づく平成19年9月30日を効力発生日とする当会社の普通株式および各種優先株式について株式の分割の効力が発生した日より効力を有する。</u></p> <p>第2条 <u>第18条第1項は、平成19年5月23日に開催した当会社取締役会決議に基づく平成19年9月30日を効力発生日とする当会社の各種優先株式の株式の分割については適用しない。</u></p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(別紙1)</p> <p>第八種優先株式の取得請求権</p> <p>第八種優先株主は、下記1.に定める第八種優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに下記2.および3.に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (略)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第八種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した第八種優先株式数} \times 3,000,000 \text{円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。この結果、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第167条第3項に定める方法によりこれを切り扱う。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (略)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年8月1日および平成19年8月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.025を乗じた価額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)に修正されるものとする。ただし、当該価額が1,693,500円(ただし、下記c.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。 なお、上記45取引日の間に、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>第八種優先株式の取得請求権 (現行どおり)</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第八種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した第八種優先株式数} \times 3,000 \text{円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、<u>単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (現行どおり)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年8月1日および平成19年8月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.025を乗じた価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正されるものとする。ただし、当該価額が1,693,500円(ただし、下記c.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。 なお、上記45取引日の間に、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第八種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が<u>100,000</u>円を下回る場合には、<u>100,000</u>円をもって調整後取得価額とする。 （取得価額調整式 略） ①～③ （略）</p> <p>B. （略）</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10</u>円の位まで算出し、その<u>10</u>円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p> <p>D. およびE. （略）</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>10</u>円の位まで算出し、その<u>10</u>円の位を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1,000</u>円未満にとどまる時は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p><u>（別紙2）第九種優先株式の取得請求権</u> <u>（別紙3）第十種優先株式の取得請求権</u></p>	<p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第八種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が<u>100</u>円を下回る場合には、<u>100</u>円をもって調整後取得価額とする。 （取得価額調整式 現行どおり） ①～③ （現行どおり）</p> <p>B. （現行どおり）</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p> <p>D. およびE. （現行どおり）</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1</u>円未満にとどまる時は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p><u>（削 除）</u> <u>（削 除）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(別紙4)</p> <p>第十一種優先株式の取得請求権</p> <p>第十一種優先株主は、下記1.に定める第十一種優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該優先株式を取得すると引換えに下記2.および3.に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (略)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した第十一種優先株式数} \times \underline{1,000,000} \text{円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、<u>1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。この結果、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に定める方法によりこれを切り扱う。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (略)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。) (当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1,000円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1,000円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。 ただし、それぞれの算出金額が918,700円(ただし、下記c.の調整を受ける。) (以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。 なお、修正計算期間において、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。</p>	<p>(別紙2)</p> <p>第十一種優先株式の取得請求権 (現行どおり)</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した第十一種優先株式数} \times \underline{1,000} \text{円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、<u>1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (現行どおり)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。) (当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。 ただし、それぞれの算出金額が918,700円(ただし、下記c.の調整を受ける。) (以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。 なお、修正計算期間において、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第十一種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が<u>100,000円</u>を下回る場合には、<u>100,000円</u>をもって調整後取得価額とする。 （取得価額調整式 略） ①～③ （略）</p> <p>B. （略）</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p> <p>D. およびE.（略）</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1,000円</u>未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>	<p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第十一種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が<u>100円</u>を下回る場合には、<u>100円</u>をもって調整後取得価額とする。 （取得価額調整式 現行どおり） ①～③ （現行どおり）</p> <p>B. （現行どおり）</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p> <p>D. およびE.（現行どおり）</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1円</u>未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(別紙5)</p> <p>第十二種優先株式の取得請求権</p> <p>第十二種優先株主は、下記1.に定める第十二種優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該優先株式を取得すると引換えに下記2.および3.に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (略)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第十二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{優先株主が取得を請求した第十二種優先株式数} \times 1,000,000 \text{円}}{\text{取得価額}} = \text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。この結果、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第167条第3項に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (略)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社の普通株式の普通取引の最終売買価格のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1,000円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。 ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記c.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。</p>	<p>(別紙3)</p> <p>第十二種優先株式の取得請求権 (現行どおり)</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第十二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{優先株主が取得を請求した第十二種優先株式数} \times 1,000 \text{円}}{\text{取得価額}} = \text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、<u>単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</u></p> <p>3. 取得価額等の条件</p> <p>a. 当初取得価額 (現行どおり)</p> <p>b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社の普通株式の普通取引の最終売買価格のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。 ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記c.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>上記において、当会社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー (Bloomberg L.P.) が当該日の午前10時から11時の間 (ロンドン時間) において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エーキューアール」(JT Equity AQR) の画面のうち当会社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面 (またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。) で発表する東京証券取引所における当会社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値 (ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記c.の調整に準じて調整される。) の算術平均値 (1,000円未満は切り上げる。) で当社が算出したものをいう。</p> <p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第十二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額 (下限取得価額を含む。) を次に定める算式 (以下「取得価額調整式」という。) により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後取得価額とする。 (取得価額調整式 略) ①～③ (略)</p> <p>B. (略)</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日 (ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。) とし、その計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p>	<p>上記において、当会社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー (Bloomberg L.P.) が当該日の午前10時から11時の間 (ロンドン時間) において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エーキューアール」(JT Equity AQR) の画面のうち当会社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面 (またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。) で発表する東京証券取引所における当会社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値 (ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記c.の調整に準じて調整される。) の算術平均値 (1円未満は切り上げる。) で当社が算出したものをいう。</p> <p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第十二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額 (下限取得価額を含む。) を次に定める算式 (以下「取得価額調整式」という。) により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。 (取得価額調整式 現行どおり) ①～③ (現行どおり)</p> <p>B. (現行どおり)</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日 (ただし、上記c.A.□ただし書きの場合には基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。) とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に、上記c.A.またはB.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c.A.またはB.に準じて調整される。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>D. およびE. (略)</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1,000円</u>未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>	<p>D. およびE. (現行どおり)</p> <p>F. 取得価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第2位</u>まで算出し、その<u>小数第2位</u>を四捨五入する。</p> <p>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が<u>1円</u>未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>